

いきいき終活セミナー



去る10月29日(日)午後1時半～徳成寺において、いきいき終活セミナーが開催されました。秋の行楽日和でしたが、その中でもセミナーをお選び頂き、誠にありがとうございました。この度は、リピーター方が多くを占めていたようでした。当寺での終活学びが徐々に定着して下さって嬉しい限りでした。

リピーターと言えば、講師の高松公証役場・公証人の穴澤先生も、昨年に引き続き2回目でした。「今日はサクサク進み、楽しかった」との感想を終了後に述べておられました。

遺言書って、15歳から作れると教えて頂きました。高齢になってから作るという性格のものではないそうです。

テレビドラマの影響で、大金持ちの当主などが亡くなり、相続人を集めて弁護士などが開封する劇的なイメージを抱く遺言ですが、実際に穴澤先生が作成する遺言書は、封筒に入れても封をするなど書いているそうです。なぜなら封をしてしまうと、遺言があったのかなかったのかすら分からなくなるからです。



特に強調されていたのは、公正証書遺言の作成料が、さほど高額ではないということでした。事例をもとに、たとえば相続財産が仮に3,000万円ある方が特定の一人に全額相続させるとなると、費用は約48,000円。

そして3人の人に均等に1,000万円ずつ相続させた場合は、約77,000円かかるのだとか。なおこの報酬規定は、公証役場独自の規定であり、請け負う弁護士や司法書士などの専門職により、報酬規定とは全く異なるということでした。

セミナー終了後は、どうしても先生に直接お尋ねしたい方々が、何名か残って下さってご自身の課題をお尋ねになりました。折角セミナーを受講しても行動に移さないと前に進みません。勇気を出して一歩踏み出されたようで何よりです。

